

株式会社船井財産コンサルタンツ高松

TEL : 087-834-0122 FAX : 087-862-0988 URL : <http://www.funai-t.co.jp/>

皆様、新年明けましておめでとうございます。本年も皆様に有益な情報を提供できるよう邁進いたしますので何卒よろしくお願ひいたします。

さて昨年12月13日、自民党から平成20年度税制改正大綱が発表されました。その中で注目すべき改正点を2回にわたりご説明したいと思います。

まず今回は中小企業オーナーおよびその後継者の方には非常に喜ばしい、『**非上場株式等に係る相続税の軽減措置**』についてお話しします。

## ●なぜ改正されるの？

これまでは、中小企業の経営者＝親が死亡した場合、子供たちが相続した株式について多額の相続税が課され、多くの中小企業の経営を圧迫してきました。中小企業においてはその大株主が代表者として経営に従事し、個人資産を会社の事業の用や担保に供していることが多く、経営者の保有財産はその会社の自社株が多く占めているかと思ひます。そのため経営者に相続が発生し相続税の納税が必要な場合、非上場株式は換金性が乏しいので相続税の納税が難しいということだけでなく、会社の事業の継続や発展に大きく影響を与えてきました。

また事業承継の問題だけでなく、このような事情で廃業が増えると、地域の雇用確保や経済活力の低下など日本経済全体の経済力低下の問題にも繋がります。

そのような訳で今回、中小企業事業承継税制が抜本的に改正されることになりました。

## ●どのように改正されるの？

現状は中小企業の自社株に関する評価は**10%減額**でした。また、**発行済株式総額が20億円未満の会社**に限定され、また軽減できる対象は**相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3 または評価額10億円までの部分のいずれか低い額**という規定がありました。

そして今回の改正(平成21年度改正で創設されます)により、平成20年10月予定以降の相続に遡って**80%**

を納税猶予されることになりました。

また、**発行済株式総額の要件は撤廃**され、「中小企業基本法」上の中小企業というふうに対象が広がります。具体的には下記のようになります。

|        | 資本金     | 従業員数   |
|--------|---------|--------|
| 製造業その他 | 3億円以下   | 300人以下 |
| 卸売業    | 1億円以下   | 100人以下 |
| 小売業    | 5,000万円 | 50人以下  |
| サービス業  | 以下      | 100人以下 |

そして、軽減対象となる株式の限度額は撤廃されます。(発行済株式総数の2/3以下の限度額は有り)

被相続人、相続人などに関する要件は一番下の図の通りとなっておりますのでご参照ください。

なお租税回避行為を防ぐため、後継者が相続税の法定申告期限から5年以内に、代表者でなくなる等、事業継続をしていないと認められる場合には、猶予された税額を全額納税するというペナルティがあります。そして、相続税の法定申告期限から5年経過後、猶予の対象となった株式等を譲渡した場合には、その株式等に対する譲渡株式等の割合に応じた猶予税額を納付しなければなりません。つまり、**後継者自身が死ぬまで自社株を保有し続けた場合は、その相続した自社株に関する評価は80%減額で終わるのですが、5年以内に代表者でなくなったり、5年経過以降自社株を譲渡した場合には後ほど納税しなければならない可能性が高くなります。**この点をご注意ください。

今回の改正により中小企業経営者に係る相続税負担は軽減されるかと思ひますが、相続税は事前の対策により大幅に軽減できます。対策はなるべく早く、そしてたくさんの対策を組み合わせることにより、より大きな効果が期待できます。相続対策に関するご相談は船井財産コンサルタンツ高松へ。

